

## 「常陸太田の地酒」で乾杯を推進する条例

解説付き

(目的)

第1条 この条例は、常陸太田市産の日本酒（以下「地酒」という。）による乾杯を推進することにより、地酒の普及促進を図るとともに、将来にわたって伝統の食文化を継承することにより、市内産業の活性化に寄与することを目的とする。

### 【第1条の解説】

この条例の目的は、地域資源である地酒による乾杯習慣を推進し、地酒の消費拡大、地産地消の推進、地場産業の振興及び地域経済への波及効果が生まれることを期待し定めるものであります。

(市の役割)

第2条 市は、地酒による乾杯とその普及の促進に積極的に取り組むよう努めるものとする。

### 【第2条の解説】

ここで言う役割とは、市の特産品パンフレットでのPRや、市のホームページでの紹介、市外等で実施するアンテナショップでの販売が考えられます。

(事業者の役割)

第3条 地酒の製造を業として行う者（以下「地酒製造業者」という。）は、地酒普及の促進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 酒類を扱う事業を営む者は、地酒の普及の促進に関する市の役割及び地酒製造業者の取り組みに協力するよう努めるものとする。

### 【第3条の解説】

地酒製造業者は、自ら進んで地酒の普及促進に取り組むよう努めるものとし、酒類を扱う事業を営む者は、市と地酒製造業者が行う地酒普及促進の取り組みに協力するよう努めることとしています。

(市民の協力)

第4条 市民は、市及び事業者が行う地酒の普及を促進するための取り組みに協力するよう努めるものとする。

【第4条の解説】

ここでは、条例の目的を達成する上で市や事業者の取り組みに対して、市民の協力がもっとも重要であることから条文化したものです。

(嗜好等への配慮)

第5条 市、事業者及び市民は、この条例の実施に当たり、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するものとする。

【第5条の解説】

あくまでも飲酒にあたっては、個人の意思を尊重するよう配慮するものです。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。